令和８年第３回砂川市議会定例会

令和８年９月８日（火曜日）第２号

○議事日程

開議宣告

日程第　１　議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算

議案第　２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第　３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算

日程第　２　一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第　１　議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算

議案第　２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第　３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算

日程第　２　一般質問

是　枝　貴　裕　君

武　田　　真　君

○出席議員（１２名）

議　長	多比良　和　伸　君	副議長	小　黒　　弘　君
議　員	是　枝　貴　裕　君	議　員	石　田　健　太　君
	伊　藤　俊　喜　君		山　下　克　己　君
	鈴　木　伸　之　君		中　道　博　武　君
	水　島　美喜子　君		沢　田　広　志　君
	武　田　　真　君		辻　　勲　君

○欠席議員（１名）

高　田　浩　子　君

○　議　会　出　席　者　報　告　○

１．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	板垣喬博
砂川市監査委員	中村一久
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾一史

２．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	横田良一
総務部長 兼会計管理者	三橋真樹
市民部長	伊藤修一
保健福祉部長	畠山秀樹
経済部長	奥山雅喜
建設部長	野田勉
病院副事業管理者 兼事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
病院事務局審議監	倉島久徳
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	安武学

３．砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	玉川晴久
指導参事	神島亘基

４．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三橋真樹

５．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	奥山雅喜

６．本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	表祐馬
事務局係長	佐々木健児

開議　午前１０時００分

◎開議宣告

○議長　多比良和伸君　休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長　安武浩美君　本日の会議に欠席と届出のありました議員は、高田浩子議員であります。

○議長　多比良和伸君　議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第１　議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算

議案第　２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第　３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長　多比良和伸君　日程第１、議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算、議案第２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算の４件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長　武田　真君　（登壇）　おはようございます。それでは、予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

９月７日に委員会を開催し、委員長に私武田、副委員長に石田健太委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第１１号、議案第１号から第３号までの一般会計、特別会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長　多比良和伸君　これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第１１号、議案第１号から第３号までを一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第２　一般質問

○議長　多比良和伸君　日程第２、一般質問に入ります。

ここで私から申し上げます。高田浩子議員より一般質問の通告を受けておりましたが、同議員より本日の議会体調不良ため欠席し、一般質問を取り下げたい旨の申出がありましたので、これを許可することにし、次に通告の議員の発言を許します。

是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員　（登壇）　改めまして皆さん、おはようございます。通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

私からは、大きく１点、町内活動の維持、発展についてであります。町内会は、親睦と交流を通じて連帯感を深め、相互扶助はもとより見守りや防犯、防災対策及び環境保全活動など地域の安全、安心な暮らしに大きな役割を果たしております。そのため、本市においても地域コミュニティの保持、活性化は住みよいまちづくりに欠かせない要素として、町内会活動の発展や身近な課題の解決に寄与するため、平成２５年度より地域コミュニティ活動支援事業を開始し、それぞれの事情に即した側面支援を行ってきております。しかしながら、近年は役員の担い手不足や加入者の減少等もあり、従来の活動もままならないとする町内会も少なくなく、運営はおろか維持も難しいという声も一部で聞かれます。こういった現状を踏まえ、時代背景やライフスタイルの変化等により町内会の活動、さらには存続も憂慮される事態に鑑み、今後市としてどう向き合っていくのか、どのように地域コミュニティを維持していくのか、考察をより深めなければならない時期を迎えていると思います。町内会はあくまで住民が自主的に活動する自治組織であるため、市が深く介入することは本来ではないのかもしれませんが、町内会の加入世帯の推移が減少傾向にある中で、協働を掲げ、住民一体となったまちづくりを推進していくには決して看過できるものではないと考えます。そこで、町内会の維持、発展を思索するため、次の点について伺います。

１点目は、直近の町内会の総数と世帯加入率についてであります。

２点目は、地域コミュニティ活動支援事業の検証と見直しの予定について。

３点目は、町内会の加入促進に係る考え方や新たな支援等について伺いたいと思います。

以上、１回目の質問といたします。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　（登壇）　それでは、ご質問の町内会活動の維持、発展についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）直近の町内会の総数と世帯加入率についてでありますが、まず町内会の総数についてでありますが、令和７年度末時点では８６町内会でありましたが、本年５月に１自治会が町内会連合会に加入しておりますので、直近の町内会の総数は８７町内会となっております。世帯加入率につきましては、町内会連合会が把握している会費納入世帯数を基に加入率の推計をしており、令和８年５月現在、町内会連合会会費納入世帯数は５，７４４世帯となっており、令和８年７月末現在の本市の世帯数は８，３１２世帯であるため、加入率は６９．１％と推測されます。

次に、（２）地域コミュニティ活動支援事業の検証と見直しの予定についてでありますが、本事業は平成２５年度に町内会による地域活動や地域の身近な課題に向けた取組に対し、支援することを目的に創設しております。この補助金は、地域コミュニティの充実、強化が図られるように町内会が実施する様々な活動や事業に活用されてきております。さらに、令和２年度には会館の維持管理経費など地域コミュニティ活動施設に対する支援を加え、事業数、限度額も併せて拡充する見直しを行ったほか、町内会活動の継続を支援するため、施設をやむを得ず解体しようとする場合に解体費用の全額を補助する会館建設等補助金についても見直しを行っております。過去３年間では８１町内会に活用いただいており、申請事業数と補助金交付実績は令和５年度は１８３事業で交付額は３５２万９，６００円、令和６年度が１８２事業で交付額は３５９万２，０００円、令和７年度は１７１事業で交付額は３５７万４，２００円となっており、事業内容としては福祉健康活動、地域交流活動、環境美化活動、広報調査活動、会館維持管理事業が主な対象事業となっております。使途としては、コミュニティセンターや老人憩の家の負担金、町内会館の電気料金や水道料金などの会館維持管理事業に利用されている町内会が令和５年度から７年度の３か年平均で３４．０％と最も多く、次に世代間の交流と親睦を図る焼き肉パーティーや親睦会、リンゴ狩りなどの地域交流活動が令和５年度から７年度の３か年平均で２６．９％となっており、この２つの事業で全体の６０％を占めております。現在においても多くの町内会がこの補助金を有効に活用していただいており、活動を支援することによって町内会における自主的な地域活動が推進されていると考えていることから、現段階においては見直しの予定はありませんが、今後において町内会連合会との懇談会や聞き取り調査を通じてニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、（３）町内会の加入促進に係る考え方や新たな支援等についてでありますが、町内会は同じ地域に住む住民が自主的に組織し、加入、脱退が自由な任意団体ではありますが、会員相互の親睦や地域内の美化、清掃などの環境整備、防犯、防火、交通安全などの活動のほか、高齢者や子供を見守る取組など住みよいまちづくりを進める上で欠かすことのできない役割を果たしております。町内会の加入促進に向けたこれまでの取組としては、

平成２３年に実施した協働のまちづくりに係る町内会実態調査で加入率が減少していると回答した町内会が３４．１％あったことから、市民の町内会活動に対する参加意識の醸成を図るため、町内会活動の紹介や加入案内を掲載したチラシを作成し、転入届出の際に市役所窓口で配布しているほか、広報すながわへの記事掲載を継続して行っております。また、令和６年度からは、多くの市民に町内会の活動を知ってもらうため、町内会活動を取材し、ホームページへの記事掲載も行っているところであります。市としては、町内会加入率について目標を設定しておりませんが、町内会への加入促進に向けた取組は今後も欠かせないものであると考えているところであります。

また、今後の新たな支援につきましては、地域コミュニティ活動支援事業補助金の申請、実績報告の際や今年度より介護福祉課、社会福祉協議会と実施している町内会長や役員からの聞き取り調査を通じて各町内会の課題やニーズのより一層の把握に努めるとともに、未加入者への対応や役員の担い手不足への工夫など優良事例がある場合は各町内会への共有を図るほか、各自治体の取組にも注視しながら加入率の向上につながる支援について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長　多比良和伸君　是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員　それでは、今ほど回答がるるございましたけれども、今年３月の定例会で武田議員さんが質問されておりまして、その回答もあって、今の答弁を聞いて少しというか、一定の理解はできましたので、なるべく重複しない形で深化させるつもりで順次再質問をしていきたいと思います。

まず、直近の町内会の総数と世帯加入率について今ほど数字をお伝えいただきましたけれども、第７期総合計画を立てた当初から見て５ポイントほど下がっているかなと、分母の兼ね合いもありますので、一概にどうかというのもあるんでしょうけれども、やはり全国的に見ても町内会、自治会というのは減少傾向にありまして、砂川も多分に漏れず、いろいろ少子化の関係も含めてそういった影響もあるのかなと認識をいたしました。そんな中で、臆測を含めてでいいんですけれども、こういった町内会離れを、いろいろな手だては市で行っているというお話もございましたけれども、市としてどういった分析をされているか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　実際に加入されていない方に対して個別に調査をしたわけではございませんので、一般論になってしまうかもしれませんけれども、その点はご容赦いただきたいと思います。

まず、共働きの世帯が増えた、単身世帯も増えていると、そして家庭の生活リズムが多様化してきております。早朝から仕事に出かける方もいれば夜勤がある方もいらっしゃいますし、シフト制によって土日祝日に勤務されている方もいらっしゃいます。その生活リズムというというものが町内会の活動時間と合わないということから町内会に私は参加で

きませんということから、そういったことを理由に加入をされていない世帯もあるのかなと思います。また、現代はインターネットですとかＳＮＳを通じて必要な情報を取得することができますし、多様な方とつながっていくということもできます。自分の時間を大事にしたいと考えている方も多くなっているように思います。価値観の変化、また地域のつながりを強く求めないという方が多くなっているようにも見受けられます。現在介護福祉課と社会福祉協議会と連携をいたしまして、市長公室課で町内会への聞き取り調査を実施しております。その際に伺った状況として、アパートのオーナーが家賃とともに町内会費を徴収してくれているんだという事例がある一方で、アパート居住者の未加入率が高いというお話を複数の町内会からお聞きをしております。若い世代、若年層を中心に、特に単身世帯ではいずれ転勤をする、また結婚や出産などを機に家を建てると、なので長くこの地域に住むことはないというような思いからかもしれません。近隣住民との関係構築ですとか地域への帰属意識みたいなものが薄れてきているかもしれません。このように生活スタイルですとか価値観が多様化している中で、地域のために住民が協力して活動をするんだという、この町内会の活動が以前ほど自然には受け入れていただけなくなっているというような状況があって加入率が減少しているのかなと要因を分析しているところでございます。

○議長　多比良和伸君　是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員　今ほど様々、臆測も含めてというところでありますけれども、町内会の加入率減少の理由といいましょうか、説明を受けて、私もおおよそ大体そう思っておりまして、その分析は正しいという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんけれども、おおむねそういった理由が町内会離れというのを加速させているんだろうと思います。また、町内会というのは、ご存じかと思いますけれども、そもそも発端が世帯加入が原則ですので、家族向けの運営ということになっている背景もありまして、実はそのスタートというのは単身者向けではないんですね、厳密に言うと。ただ、そうなってしまうとますます町内会も、核家族化も進んでいますし、いろいろな意味で少なくなっていくのだなと思いますので、その辺はちょっと触れるべきではないのかなとは思うんですけれども、そういったいろいろな背景があって町内会になかなか加入してこないというのがあるのかなと思います。

　そこで、先ほどニーズ調査、聞き取りを行っているというお話がございましたけれども、こちらもう少し具体的な手法と、あとその結果取りまとめの時期、あるいは開示する予定があるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　聞き取り調査の詳細ということでございます。経過からお話をいたしますけれども、本市ではご承知のとおり砂川市いきいき支え合い条例を制定しております。そこで、６５歳以上、高齢者情報の名簿を各町内会の皆様に提供できる仕組みを

構築しているというところでございます。この６５歳以上高齢者名簿は毎年更新をされておりまして、更新された名簿につきましては前年度のものと引換えが行われております。本年度においては、その引換えの場に介護福祉課と共に市長公室課の職員も同席をいたしまして、町内会活動の現状と課題について聞き取りを実施しているところでございます。

調査は、５月２９日から開始をいたしました。本年度高齢者情報の交付町内会６４町内会を対象に開始をしておりまして、現在までに３９の町内会の聴取を行ったところでございます。これまでの聞き取り調査で伺った主な内容といたしましては、多くの町内から役員の担い手不足が課題として挙げられております。役員の人数を確保できないといった状況から、数人の役員の皆様で複数の役職を兼務することで対応しているという町内会もあったところでございます。また、各種案内、情報共有にメールやＬＩＮＥなど電子媒体を活用していますかとお伺いしたんですけれども、活用している町内会はごく少数でありまして、多くは電話を活用されている現状も明らかになっております。現在は、この高齢者情報の交付町内会を対象に調査を実施しております。名簿の引換えのため社会福祉協議会に来られた町内会については、その都度聞き取りを行ってまいります。

現在の対応につきましては、年内をめどに一旦調査結果を集約したいと考えております。また、年内までに聞き取り調査をできなかった町内会の皆様、また高齢者情報の交付対象となっていない町内会もございます。こういった町内会の皆様については、地域コミュニティ活動支援事業補助金の申請ですとか相談のために市長公室課に来られる場合がございますので、そうした機会を活用してまいります。また、こちらから直接ご連絡をして調査機会を設けるなどして現状と課題の把握に努めていきたいと考えております。

最後のほうで開示の考え方というご質問もありました。調査結果についてなんですけれども、今後の町内会の在り方というものを共通の悩みなんだということで町内会の皆様で共有していただくのは必要ですし、市としても市民の皆様にも広く共有していただくというのも必要だと考えておりますが、市のホームページに載せるだけでは十分ではないということは原課でも今話をしているところでございます。調査結果の開示の方法ですけれども、紙媒体にするにしてもどのような配布の仕方がいいんだろうかということも具体的に今協議をしている段階でございますので、どのような形が開示の手法として望ましいのかは内部で検討させていただきたいと思います。ただ、開示については対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長　多比良和伸君　是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員　今ほどるる回答いただきましたけれども、本件についてはしっかり、平成２３年度から調査を進めて、都度いろいろ聞き取りも行っていたでしょうけれども、今回本格的な作業として行っているということで１つ安心しましたので、この点についてはしっかり町内会に聞き取りを漏れなくしていただいて、政策という部分はそれぞれの町内会で世帯構成、年齢構成も含めてですけれども、そういったところの相違があったり、風

土だったり、いろいろ文化も含めて違いがあるので、一律同じ政策というのはなかなか難しいと思うんですけれども、なるべくそういった聞き取りの中でニーズに沿った対応ということを進めていただければと思います。

それで、次の２点目の質問の関係に移りたいと思いますけれども、地域コミュニティ活動支援事業の検証と見直しというところですが、今ほどいろいろ、事務報告にもありますけれども、数値を聞いて非常に皆さん各町内会は有用に活用されているなと感じましたし、本事業が非常に町内会にとって有効だというのがよく分かりました。見直しもないということで、予定はないというところでご回答もいただいたところなんですけれども、先ほど来聞き取りも行うということもありましたので、なかなかいろいろと時代背景といいましょうか、１５年もたつと大分様相も変わっているのではないかなと思います。そういった中で、今の現行に対して何かやめるとかではなくて、加えるというか、プラスアルファというところで予定はないのかという点で、いま一度その辺ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　地域コミュニティ活動支援事業についてでありますけれども、１回目の答弁でご答弁申し上げましたとおり、現段階では見直しは考えていないというところでございます。答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、令和２年度に制度を拡充しましたというお話をさせていただきました。これは何を拡充したかといいますと、ニーズが多くあった町内会館の維持経費に充てられるように補助金を活用したいんだというお声が多かったということがあります。また、負担金にも充てたいんだというお声があったものですから、令和２年度にこの町内会館の維持経費という項目を設けました。その結果、先ほど申し上げましたとおり、その利用率が一番大きいということがあります。ニーズを酌んで制度を拡充した。その結果、多く利用されているという状況が見られます。ですので、今時点では８２という多くの町内会の皆様にご活用いただいておりますので、現行のまま運用させていただきたいというのはそのためであります。ご指摘いただいたとおり、今現在町内会の聞き取り調査を実施しておりますので、把握する中で、事業の趣旨ですとか目的に合致をして、なおかつ地域の課題解決のために制度の見直しや拡充が必要であると判断されるような状況がある場合には令和２年度の制度拡充同様、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長　多比良和伸君　是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員　分かりました。町内会、ちょっと生々しい話になるかもしれないんですけれども、やはり役員の成り手不足、あるいは地域活動の担い手不足というのが顕著に現れておりまして、地域コミュニティもそうですけれども、実際に草刈りであったり、ごみ拾いであったり、そういった環境美化活動、市のサービスを補完する意味で町内会はずっと活躍されてきたんですけれども、そういうのもなかなかままならない状況になっていま

す。かといって、それを全て市が道路の清掃もごみ拾いも草刈りも全部やりますよとなってしまうと、それはそれで町内会は助かるわという話になるんでしょうけれども、そこのサービスを充実すると、町内会の役割というか、大義というか、皮肉にもそういうのがちょっと少なくなってくる。サービスを過剰にすると、町内会はそしたら存続、要らないんじゃないのという話にもなりかねない、そういった非常に難しさがあると思うんですけれども、そういった中で市としてどこまで介入するかというのは本当に難しいところではあるんですけれども、今ほど聞き取りを幾つかされている中で、説明もありましたけれども、実際にそういった町内会の地域コミュニティでいろいろ支援事業も使われていると思うんですけれども、そういった作業的な部分での声というか、生々しい声というのは実際に既に届いたりはしているんでしょうか、その辺だけちょっとお聞きしたいと思います。
○議長　多比良和伸君　総務部長。
○総務部長　三橋真樹君　令和８年第１回の市議会定例会における一般質問でもご指摘があったところではあるんですけれども、聞き取りの中で伺っていることで関連することとすれば、ごみボックス、収集ボックスなんですけれども、町内会未加入者でも使っている方がいるんだと、そういった方から町内会費をなかなか納めていただけないんだという話が聞き取りの中で出てきたのは事実でございます。行政がどこまで介入するのかというお話も触れられておりましたけれども、この点については全国的にも課題となっておりまして、道内の帯広市などでは行政と町内会との役割はどうあるべきなのかということを長い時間をかけて協議をしているという情報はホームページなどにもアップされておりますので、私どもも承知をしております。具体的に出てきたのは、ごみ収集ボックス、収集所の取扱い、未加入の方が取り扱っているというようなお話があったのは事実でございます。
○議長　多比良和伸君　是枝貴裕議員。
○是枝貴裕議員　町内会の支援というか、そういった対応というのは答えがなかなか見いだせないので、お互い歯切れの悪いような奥歯に物が挟まったようなやり取りになっているのがちょっと気がかりなところもありますけれども、次に３点目に移りたいと思います。
　町内会の加入促進に係る考え方や新たな支援等についてでありますけれども、市内の町内会も加入世帯数の減少から運営費の問題や役員の成り手、先ほども言いましたけれども、環境美化、防犯、防災等の活動が近い将来継続するのが難しいという声は私も聞いておりますし、市側も聞いていると、今までの答弁も聞いてそのように認識をしております。
　そんな背景から、前回のご答弁にもありましたけれども、他市町村の先駆的な取組をされている、そういった事例を多く把握していると第１回の定例会で回答があったと思います。市がサポート体制をしいて行事等に職員を派遣した例であったり、あるいは町内会同士が人手不足などの場合に応援体制の仕組み、そういった連携体制の構築をやっている市町があったり、あるいはサポートセンターというのを設置しまして、高額な機器等は各町内会で共有するという仕組みを取って、コピーであったり、あるいは会議室、パソコンの

貸出し、そんなことをやっている自治体もあると、いろいろ調べると出てきました。
　また、最近では、ちょっと聞き慣れない言葉で電子町内会、恐らくＳＮＳをいろいろ活用して、市のホームページとかにもあるんですけれども、私も今調べている最中でして概要があまり全容をつかめていないんですけれども、そんな取組をされている自治体もあるようです。この辺は、結果的にどうなったかというのはなかなか見えてこないんですけれども、あの手この手を尽くしている状況があります。そういった状況の中で市でもこういった情報を持っていらっしゃるのか、または把握に努めているのか、その辺確認をさせていただきたいと思います。
○議長　多比良和伸君　総務部長。
○総務部長　三橋真樹君　令和８年第１回の市議会定例会で一般質問を受けましてから、継続的に調査は行ってきております。幾つかあるんですけれども、町内会連合会と行政が連携をしていく、緊密な連携をしていくということで役所の庁舎内に町内会連合会の事務局を設置しているというような取組もございますし、デジタル化の導入支援、これが一番多く見受けられるものでございますが、多くは政令指定都市で積極的な取組が進められております。
　事例を挙げますと、札幌市などではデジタル活用の普及を図るということを目的として町内会デジタル活用促進補助金という制度を創設して、町内会の電子回覧板の導入などについて手引なども作成をして町内会に配付をしているという例もございますし、民間企業においても電子回覧板、総会の案内、出欠の集計、アンケート調査機能など町内会の業務を網羅したような各種アプリケーションなども開発をされております。また、こうした動きに併せて、デジタル化をサポートするという意味合いで市から専門のサポーターまたはアドバイザーを町内会に派遣して操作方法などを指導するといった自治体もございます。また、加入促進のためのということになりますけれども、主に都心部になりますが、アパート単位、マンション単位で町内会を脱退するという動きが出てきたということも受けまして、新しく建設されたマンション、アパートのディベロッパーですとか管理会社に対して町内会への加入や協力体制づくりを働きかけるガイドラインを策定しているといった自治体もございます。また、合併を支援するという観点で、これは旭川市も取り組んでおりますけれども、合併をした場合に補助金を交付するというような制度を創設しているような自治体もあるということで調査しているところでございます。
○議長　多比良和伸君　是枝貴裕議員。
○是枝貴裕議員　いろいろと詳しくご回答いただきましたけれども、情報収集に関してはしっかりやられているようですので、そこはちょっと安心しながら次を質問したいと思いますけれども、一般的にごみの収集ボックスを保有して市のごみ回収サービスを受けるという仕組みになっておりますけれども、町内会に加入しないとなると、ごみボックスは使用しないでくださいみたいなお話はよく聞くと思うんですけれども、そうなった場合、う

ちの砂川市としましては、町内会に入れないいろいろな事情はあるとは思うんですけれども、そういった対応として個人回収という登録もできていると私は認識しております。となってくると、町内会に加入しないでごみを個人回収してくださいという件数が増えてくると市のサービスもなかなか厳しい状況に立たされるのかなと思います。この辺については、私は所属委員会ですので質問はしませんけれども、町内会はそういった部分で市のサービスと非常に深い関係性を持ったり、あるいは防犯協会であったり衛生組合、こういった人材の派遣という部分で市の事業としてかなり影響を受ける部分はあろうかと思います。ですので、先ほど来いろいろと各市町の先進事例とかをお調べになっていると思いますけれども、こういったことを町内会に持ち寄って市がしっかり介入していく、深く介入していく、そんなことを想定しているかどうかだけ、この辺について確認をしたいと思います。
○議長　多比良和伸君　総務部長。
○総務部長　三橋真樹君　非常に難しい問題だと思っております。ただ、難しいと言い続けて全てを町内会に委ねるというような考えを持っているわけでは毛頭ございません。先進技術ですとか、そういったデジタル化の取組が進んでいる理由として、やはりどの自治体もどこまで介入していけばいいのか、できるのかということを悩んでいます。これは、共通の悩みになっております。具体的に他の自治体の担当者の方とお話をしたこともあるんですが、非常にそこは難しい、どこに線引きをしたらいいのか分からないということを悩みながらやっているんだというようなお話も直接伺ったところでございます。
　ただ、役員の皆さんですとか町内会の負担を軽減する手法は何なのかという視点で全国の自治体で取組が進められているように見受けられます。ただ、一長一短がございまして、デジタル回覧板をやったとしても高齢の方はデジタル端末が扱えないわけなんです。そうすると、アナログとデジタル共存しようかという話になるわけなんですけれども、文書で回覧板を届ける方が増えてしまいますので、逆に班長さんの負担が増えてしまうのではないのかというような懸念もあったりします。ですが、手をこまねいているわけにはいきません。あと１０年もたてばおおよそほとんどの方がスマートフォンなどデジタル端末の操作にたけた方ばかりになるような時代があるかもしれませんので、そこに向けて今過渡期だと思いますので、少しずつでも始めていくということが必要なのではないのかなと思います。ですので、その点は地域の実情もあると思います。高齢者の方が多く住んでいる町内会があればそれは難しいのかもしれませんが、そういった部分もあるので、今町内会のニーズを把握しておりますが、市がどんな支援ができるのか、介入ではなく側面支援といいましょうか、伴走といいましょうか、そういった形で支援していける方法は何なのかということで考えた上で町内会とお話合いを進めていきたいなと考えております。
○議長　多比良和伸君　是枝貴裕議員。
○是枝貴裕議員　そろそろ終わらせたいなと思いますけれども、先ほど過渡期という言葉がございましたけれども、まさしく私もそう思います。今はまだ町内会というのはなかな

か難しい運営ながらも側面支援を受けながら持続させているという状況にあります。ただ、やはり各町内会はいろいろ問題は抱えていると思います。先ほど来から重々言っているんですけれども、町内会というのは今運営が大変な町内会があって、いろいろな地域コミュニティを含めて活発に活動されている町内会ももちろんございます。ただ、私はこれは温度差ではなくて時間差だと思っているんですよ。要するになかなか担い手が足りていないところは早く町内会の形態が崩れていく、いずれ今活発に活動されている町内会も１０年後、１５年後になったときにはもしかしたらその道をたどる。僕は、そういう温度差というよりは時間差なのかなと思っているんですよね。ですので、過渡期だというお言葉がありましたけれども、まさに今やはりそういった議論を開始していくべきだなと思っております。

また、新たな町内会の維持、発展に関わる取組というのをやっている例がいろいろとやり取りの中にありましたけれども、実際町内会がもう既に解散したという自治体もきっと全国というか、道内にもあると思うんですよ。じゃあ、そこは一体どういった環境美化活動であったり、防災活動、あるいは地域コミュニティをどう形成していっているのか、こういった点も調べて、市としてその対応方法、これを検討していくというのも１つ大切なことだと思いますので、こちらについては質問というよりは提言ということにさせていただきたいと思います。

最後に１点だけ質問したいと思いますけれども、砂川市には高齢者いきいき支え合い条例という見守りに特化した条例がございますけれども、昨今道内の自治体でも町内会の生き生き支え合い条例というのを制定しているところがございます。町内会の役割、そして市の役割を明確にする。そして、町内会の維持、発展に寄与する。そんな目的で制定されていると書かれております。いろいろ中身を読むと、特別具体的な部分は少し足りないかなという感も否めないんですけれども、今後そういった条例を定める予定があるのかどうか、なかなかその条例も進行管理があったり、義務を課して権利を制限するというところもありますので、慎重に取り扱わなければならないと思いますけれども、今現時点でのそういった条例の制定についてだけお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　条例を制定している自治体があるということは、今お話を聞くまで承知をしておりませんでした。そこまで調査が及んでいなかったというところでございます。ただ、その条例の文言に当市と同様に支え合いというような表現が使用されているということで、恐らくは今議員がおっしゃるように町内会と行政の役割を明確化していくんだ、そして支え合っていく、みんなで地域を守っていくということがいかに重要なのかと、その意義といいますか、そういったものを明確にしている条例なのかなと思っております。町内会につきましては、あくまでも自主的な意思に基づいた任意団体ということもありますので、そういった条例によって、そうではないと思いますが、加入を強制する

ですとか活動を義務化するといったようなことはないと思います。そういったことは好ましくないと思っていますし、するべきでもないと思っています。

ですので、今ご紹介いただきました条例について、その有用性、また地域町内会や市民にどのような意識の変化を及ぼしていっているのかという部分については今後確認をさせていただきたいなと思っております。行政が一方的に取組を進めるということではなくて、先ほどデジタルの例を出しましたけれども、一方的ではなくて、あくまで町内会の実情に応じた形で支援というものを考えていきたいなと思っております。時間のかかることだとは思うんです。ただ、市民ですとか、企業さんですとか、事業所さんですとか、町内会、そして我々行政がそれぞれの立場から支え合っていくんだ、地域を守っていくんだ、協働のまちづくりをすすめていくんだということの視点で意見を伺いながら今後も慎重に検討を進めていきたいなと考えております。

○議長　多比良和伸君　是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員　もう発言するのをやめようかなと思ったんですけれども、最後、私どもの会派も町内会の在り方について、いろいろな支援がある中でどういったものが砂川市に適合しているのかということを考えながら今調査をるる進めているところであります。今ほど総務部長からいろいろと回答ありましたので、その辺も認識を深めながら、我々も今後どういった形態がいいのかというのを模索しながら研究していきたいと思います。まさしく今過渡期になりますので、互いに協議を進められることを期待して、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

○議長　多比良和伸君　武田真議員の一般質問は休憩後に行います。

１０分間休憩します。

休憩　午前１０時４８分

再開　午前１０時５８分

○議長　多比良和伸君　休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田　真議員　（登壇）　それでは、通告に基づき、私からは大きく２点について伺います。

大きな１、近年の水害と新たな防災気象情報を踏まえた避難体制についてであります。近年全国的に線状降水帯による大雨が頻発し、道内でもこれまでの経験を超える降雨が発生しています。本市では昭和５６年洪水や平成２８年豪雨など水害の教訓を有しており、特に平成２８年には石狩川氾濫前に内水氾濫リスクが急上昇するという重要な経験を得ました。また、本年から新たな防災気象情報が運用され、警戒レベル３で高齢者等避難、警戒レベル４で全員避難が求められています。本市の浸水想定区域には高齢者の多い地域が含まれ、避難完了までの時間確保が課題です。そこで、次により伺います。

（１）昭和５６年洪水や平成２８年豪雨の教訓を踏まえ、市内の洪水、内水氾濫リスク

と住民の避難難易度をどのように認識しているか。

（２）高齢者等が安全に避難を完了するまでの時間をどのように見積もり、警戒レベル３発令のタイミングや伝達手順に反映するのか。

大きな２点目として、洪水時の避難経路と自主防災活動の実効性についてであります。本市の地域防災計画では、風水害時の避難について、浸水や危険箇所を避け、道路の安全性に配慮した避難経路を設定することとしています。また、主要避難路は安全確保を図るものとされ、資料編にも主要避難路図が示されています。中心市街地の浸水想定区域では避難場所へ向かう道路が限られており、災害時には多くの住民が同じ経路に集中することが想定されます。特に高齢者の多い地域では、避難場所の位置だけではなく実際に安全に到達できるかが重要です。これまでの自主防災組織による研修は防災意識向上に寄与してきましたが、洪水時には道路が冠水する前に全員が避難完了できるかが最も重要な課題です。そのため、防災知識の習得に加え、避難経路を実際に歩き、所要時間や危険箇所、冠水時の代替経路などを確認する実践的な検証も必要と考えます。さらに、地域防災計画では、防災訓練を通じ課題を発見し、評価、改善につなげることとされています。そこで、次により伺います。

（１）現在設定されている主要避難路について、豪雨時の早期冠水や避難者集中、避難中のリスクを踏まえ、住民が安全に避難を完了できる経路としてどのように検証しているのか。

（２）自主防災組織等の研修をさらに発展させ、水害時の実際の避難行動につなげる取組として避難経路の所要時間計測、危険箇所の確認、高齢者等の移動課題、冠水時の代替経路など、実践的な検証を市として提案していく考えはあるか。

以上、第１回目の質問といたします。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　（登壇）　大きな１、近年の水害と新たな防災気象情報を踏まえた避難体制についてご答弁を申し上げます。

初めに、（１）昭和５６年洪水や平成２８年豪雨の教訓を踏まえ、市内の洪水、内水氾濫リスクと住民の避難難易度をどのように認識しているのかについてでありますが、本市は石狩川と空知川という大河川が合流する位置にあり、そこにパンケ歌志内川やペンケ歌志内川など中小河川が流れており、過去に多くの水害が発生し、甚大な被害を受けてきております。平成２８年８月の大雨では、１時間の雨量が５３．５ミリメートルを記録し、豊沼奈江川やパンケ歌志内川等の河川水位が上昇し、豊沼地区では内水氾濫が発生し、多くの市民に避難勧告を発令したところであります。この経験から、近年全国各地で線状降水帯による大雨が頻発し、想定を超えるような降雨量を記録している状況を考えますと、本市においても洪水、内水氾濫が引き続き市内の重大なリスクであることは認識しております。また、浸水想定区域には多くの市民が居住しており、高齢者等も増えていくことが

想定され、今後において避難の難易度が高まるため、避難情報の発令のタイミングが重要であると考えております。

次に、（２）高齢者等が安全に避難を完了するまでの時間をどのように見積もり、警戒レベル３が発令されるタイミングや伝達手順に反映するのかについてでありますが、水害は予兆なく突発的に発生する地震とは違い、上流での雨の降り方などにより河川の水位情報を予測し、住民への避難情報の発令や指定避難所の開設などの災害対策を前もって行うことができます。外水氾濫については、洪水災害がいつ発生してもおかしくない基準に３時間程度で到達する予測がなされたときに警戒レベル４、危険警報が発表されることから、本市の水害タイムラインにおいても３時間前に避難指示の発令とし、高齢者等避難については４時間前の発令としていることから、高齢者等が安全に避難を完了するまでの時間は４時間と考えております。このことから、警戒レベル３、高齢者等避難の発令のタイミングについても同じ４時間前と考えておりますが、発生が予測される時間が深夜になる場合は暗くなる前に発令するなど、状況に応じた対応をしてまいります。

伝達手段につきましては、広報車による周知のほか、市ホームページ、公式ＬＩＮＥアカウント、地デジ広報、北海道総合行政ネットワークを通じた携帯電話等への情報発信などにより、災害の危険から身を守るため、危険な場所から安全な場所への早期の避難を促すため、迅速かつ正確な情報伝達に努めているところであります。

大きな２、洪水時の避難経路と自主防災活動の実効性についてご答弁を申し上げます。初めに、（１）現在設定されている主要避難経路について避難中のリスクを踏まえ、住民が安全に避難を完了できる経路としてどのように検証しているのかについてでありますが、砂川市地域防災計画資料編に示している主要避難経路図については指定緊急避難場所へのアクセスを確保するために計画したものであり、避難路は災害発生時に住民が安全に避難するために使用する主要な経路と指定緊急避難場所との連携を示した図面であります。中心市街地の浸水想定区域では、中小河川や線路により避難場所に向かう経路が限られており、避難者が集中するなどのリスクが想定されるため、早期に市内パトロールを実施し、被害状況を把握の上、市民へ避難経路の状況を周知することで安全な避難行動を促すほか、自らの判断で主体的な避難行動を取ることも必要であることから、平時から予定している避難経路が安全に避難することができるのかを確認しておくことの重要性を市民へ周知していきたいと考えております。

次に、（２）自主防災組織等の研修をさらに発展させ、水害時の実際の避難行動につなげる取組として実践的な検証を市として提案していく考えはあるのかについてでありますが、本市としては自主防災組織の設置及び育成を進めるため、地域における情報伝達系統や避難方法を定めるだけではなく、配慮が必要な方などの避難誘導体制を整えるため、地域ぐるみでの多様な防災訓練、防災教室を実施しており、今後も継続していくことが必要であると考えているところであります。また、令和７年度からは町内会の要望に応じた内

容の訓練を実施しており、令和８年度からは気象防災アドバイザーによる地域における災害危険を踏まえた防災講話を実施しているほか、避難経路の所要時間計測についても行ったことから、今後危険箇所の確認、高齢者等の移動課題、冠水時の代替経路の検討など実践的な検証の取組について提案し、地域防災力の向上と市民の防災意識向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長　多比良和伸君　武田真議員。

○武田　真議員　それでは、順次再質問していきたいと思うんですけれども、再質問の冒頭に先立ち、一言申し上げたいんですけれども、去る９月３日なんですけれども、午後８時２３分に本市にレベル３の大雨警報が発表されました。幸いなことにパンケ歌志内川等の氾濫はありませんでしたが、実際に市内では短期間の豪雨ということで一部道路の冠水や、あるいは市道の一部破損といった事象も生じております。まさに今回の一般質問で取り上げられた論点が数日前に現実の形で現れたものかなと受け止めております。今般のそのデータを今後どう生かすかという視点も含めて、改めて再質問をしていきたいなと思います。

まず、大きな１点目の（１）、（２）は相互に関係しますので、ちょっと順序がばらばらになるかもしれませんが、（１）、（２）それぞれまず伺っていきたいと思います。まず、（１）の教訓ということなんですけれども、洪水、内水氾濫リスクということで、答弁によりますとリスクは当然認識しているということと、発令のタイミングについても重要だというような答弁であったのかなと思います。私が今回一般質問した要因の一つというのは、平成２８年８月２０日から２１日にわたって起きた市内での水害からもう１０年が経過したということと、その当時様々な懸案事項がございました。ちょうど平成２８年第３回定例会において、特別行政報告ということで被害状況、あるいは我々議員間の様々な提案あるいは質疑がなされたという経過があります。１０年の節目ということもありますので、それを踏まえて確認したいという趣旨であります。

そこで、過去についてまず振り返っていきたいと思うんですけれども、平成２８年の教訓についてなんですけれども、当時の議会において当時の市長は、パンケ歌志内川についてはまず川幅が狭いということと上流から石狩川までの距離が短いということもあります。大雨には一気に水位が上がる可能性があるという認識を示しております。そして、平成２８年の大雨においては、実際に宮下地区等に避難勧告が出ましたけれども、避難判断水位までは上昇したんですが、それからその水位が上昇しなかったという経過があります。それについて当時の市長は河川トンネルあるいは遊水地の関係も検証し、今後の対策につなげたいという答弁がなされております。

そこでお伺いしたいのは、平成２８年の大雨についてなんですけれども、当時の市長が答弁されましたその雨量、水位等の検証、その後どのように行われて、現在の洪水対策にどのように生かされているかについてまず確認したいと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。
○総務部長　三橋真樹君　まず、特別行政報告の中で当時の市長が検証が必要なんだと言った部分についてご答弁をさせていただこうと思うんですけれども、平成２８年８月２０日になりますけれども、１４時の時点でパンケ歌志内川の下吉野橋の水位が氾濫危険水位である２５．３１メートルを超える２５．３８メートルに達しています。１時間後、１５時に２５．３７メートル、１６時、２時間後ですね、２５．２９メートルと避難判断基準まで下がりまして、それ以降ずっと下がっていったというような状況があります。この水位が上がらなかった。危険水域に達したので、避難行動発令をして、避難所を開設して避難してもらったんだけれども、実際は思ったほど水位は上がらなかったんだという趣旨で当時の市長は答弁されているわけなんですけれども、水位が上がらなかった部分についての検証という部分ですが、はっきりと申し上げることができません。分かりません。上流部分でどういった水位の変化があったのかということを見たとしても、なぜ上がらなかったのかという原因は判然としていないという答弁になることをお許しいただきたいと思います。ただ、今現在同じ状況になった場合ということでお話をさせていただきますと、タイムラインではレベルの３、避難判断水位は高齢者等避難を発令するタイミングになります。ですので、当時の状況から判断をして経験を踏まえて今どうするかとなれば、むしろ当時よりも早く避難行動を開始できるように対策本部としては判断することになると思います。
　その後に行った対策というご質問もありましたけれども、各部署において様々な対策をしております。手元に資料がございますので、どういった部分での対策をおっしゃっているのかが判然としないので、説明をしてしまいますとかなり時間を要してしまいますけれども、その点はお許しをいただきたいと思います。パンケ歌志内川、その水位がなかなか上がらなかったということとは関連しないかもしれません。全市的に平成２８年８月の大雨以降どのような対策を取ってきたのか、その検証が必要なんだ、対応を図っていかなければならないんだということは特別行政報告の中でも再三にわたって出てきます。検証のまず１つとしては、排水用水中ポンプを市が自前で購入すべきなんじゃないのかということがあって、その必要性については検証するというお話がありました。平成２９年度、平成３０年度と１基ずつ購入をしまして、それを河川につり下げる装置も平成３０年に購入、設置をしているという状況もありますし、冠水対策という部分でいけば、すずらん団地、豊栄団地が大きな被害を受けたということもありまして、その各路線の改良舗装工事というのは平成３０年度以降令和３年度まで実際に行っています。特に豊栄町内会の一部は大きく水がつく、平成２８年にかかわらず雨が降るたびに水がついていたということがございました。そういった部分で奈江豊平川の排水区域の管渠新設工事ですとか、東豊沼地区の農地耕作条件改善事業農業用排水路改善工事ですとか、そういった部分で豊沼地区、豊栄地区の冠水対策というのも継続的に行ってきたところでございます。

また、内水の部分でマンホールから水があふれているというような状況もあって、空知太地区ですとか石山団地などにおいてマンホールの浸入水の調査も実施した上で修繕工事なども行ってきたという状況もございます。各種備品なども取りそろえた状況もあります。そういった下水が逆流してしまってトイレが使えなくなったお宅があったと、消防署から簡易トイレは備蓄品としてないのかと、なかったんです。そういった反省を踏まえて、簡易トイレ２２０個を購入したというような対応もこの間対応を取ってきたというところでございます。不足する部分があればご質問いただければと思います。

○議長　多比良和伸君　武田真議員。

○武田　真議員　様々な対策のお話をいただきました。まさにそのところの部分だったのかなということと、水位の部分については技術的な部分もあって、開発建設部のその部分もあるので、なかなか難しい部分はありますが、私は大きな成果の一つとしてやはりタイムラインです。その当時の特別行政報告で私が質疑で要望した一つが実はタイムラインの導入だったんですよ。当市については当時タイムラインの導入がなかったんですが、そういうものを導入することによって早期の避難が可能になるのではないかという趣旨で質疑をさせていただいたんですが、そういったものが今は導入されているということもなされていますし、それはソフトウエアの部分でありますけれども、まさにポンプもそうですよね。導入され、当時の市長は内水と言っていましたけれども、内水氾濫等を含むその部分だと思うんですが、着実に対策が実行されている。トイレについても導入されていると。様々な経験を踏まえているということは非常に有意義なことでありますし、それについては私も認識しております。

そこで、先ほどの内水氾濫リスクについてなんですけれども、リスクがあるというのは承知していますというようなお話でありましたし、実際当市のこのときの教訓を考えますと、私も実は当時の資料がまだしっかり残っていたんですけれども、当時の河川の水位のデータを見ていきますと、まさに市内の水位が上がっている一方、本流、石狩川については実はまだ何ともない。それは、ただ上流、当時の市長は旭橋と言っていましたが、旭川の旭橋なんですけれども、そこから猶予があると、リードタイムがあるというようなお話をされておりました。

今般の質問の直前の９月３日の大雨でまさにそれを認識するような事態があったと私も思っております。次の日にちょっと見て回ったんですけれども、実は予想もしていなかった道道であったり国道の一部が若干冠水しましたよと、突破するにはちょっと厳しいかなと。通常の速度で突破するのは難しい速度ぐらいの一部冠水があったというような話もありましたし、またこれは避難路ではないんですけれども、市道の歩道の一部がちょっと浮いているというような、それは流れで、強烈な雨の水量か何かでだと思うんですけれども、市道の歩道の一部が破損したというような事例も確認しました。河川の水位監視、あるいは従来の警報基準だけに頼っていると実際警報レベル３を発令した段階で既に足元が冠水

していると、高齢者が一歩も外に出られないという事態も私は懸念されるのかなと思っております。この辺は先ほどの答弁でも若干触れられていたとは思うんですけれども、市がそうした警戒レベル３あるいは４を発令する段階で、今地域防災計画に記載されていますそうした避難経路について、これが危険になっている可能性について市としては現状どのように認識しているのかをまず確認したいと思います。
○議長　多比良和伸君　総務部長。
○総務部長　三橋真樹君　ハザードマップなどについても市民の皆様に全戸配布しておりますので、浸水が想定される区域をご確認くださいとなれば、市内全域がほぼピンク色になっていて驚かれている町内会も実は多くいらっしゃるような状況になっています。ですので、浸水想定区域の避難路については水がつく前にいかに早く避難していただくかということが重要になってくると思っております。旭橋の話が出ましたけれども、旭川の旭橋から砂川に到達するのは約６時間のリードタイムがあるというのを経験則として私どもは学んでおりますので、高齢者等避難を開始するのが４時間前と設定をしておりますので、この猶予時間の中にいかに高齢者等に避難をしていただくのか、一般の方は３時間前と設定をしておりますので、いかにその時間帯に避難をしていただくのか、要は道路が冠水してしまって避難ができなくなるような状況になる前にいかに避難を促すかというところが肝要であると思っておりまして、浸水したところに避難してくださいということにはならないので、そこは判断を誤らないでください。市もそういったところは十二分に気をつけて警報を発令をさせていただくんですよということをこれまで住民の皆様には説明をしてきたというところでございますので、この取組も進めていきたいなと考えております。
○議長　多比良和伸君　武田真議員。
○武田　真議員　その点も私も十分認識しておりまして、ハザードマップの表紙にフローチャートがありますけれども、下にもありますけれども、場合によっては無理に逃げないで垂直避難も課題の一つですよということであって、２８年の状況を見ると雨が上がったというのもありますから、その間に避難ができる、今後どうなるか分かりませんけれども、線状降水帯のような災害の場合は恐らくずっと雨が降っているということで、そもそも逃げることについては不可能といいますか、極めて難しいという状況も、それは恐らく水害の様々な状況によってそのシチュエーションは違うのかなと思います。
　そこで、平成２８年の議会特別行政報告での市長答弁に確認したいことがもう一点あるんですけれども、まさにリードタイムの話の部分なんですけれども、当時の市長の答弁では猶予の間に１１１人、この根拠はちょっと分からなかったんですけれども、要援護者を避難させることができるかを気にしている。そのための計画をつくっており、一度訓練の中で検証してみたいというような答弁がございました。そこでお伺いしたいのは、このとき市長が答弁されました１１１人の要援護者を対象とした避難計画、あるいは実際にそれが訓練によって検証されたのかどうかについて確認したいと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。
○総務部長　三橋真樹君　１１１人の根拠を調べてみたんですけれども、判然としませんでした。恐らくなんですけれども、避難行動要支援者、避難をされた、避難所を開設して避難を促した町内会で対象となる今でいう避難行動要支援者、当時は援護者という表現をしているんですけれども、恐らく今で当てはめると避難行動要支援者かと思います。中心部の浸水区域で対象となる町内会どれぐらいあるのかとなると、北は１５丁目から南３丁目ぐらいまで、北５号線から南３丁目ぐらいまでで１９町内会あるんです。その１９町内会の中で避難行動要支援者は何人いらっしゃるかというと８８人いらっしゃいますので、恐らくは避難行動要支援者のことをおっしゃっていたのかなというふうに想定をしているところでございます。
　今ほど議員からおっしゃっていただきましたけれども、無理して避難するのではなくて垂直避難なんですね、避難所に逃げる水平避難ではなくて垂直を、いかに短時間で確実に身を守る行動を取っていただくかということになります。その部分の検証をしたのかということになりますけれども、要配慮者ですとか避難行動要支援者の方に実際に参加してもらった訓練を実施するのは難しいです。というか、不可能です。ですので、令和５年度、陸上自衛隊の協力を得まして、職員が避難行動要支援者になって、２つの拠点から避難所に自衛隊に搬送していただくと、それにどれぐらい時間がかかるのだろうかというような検証を令和５年度に実施をしております。こういったことで、関係機関の協力も得ながら避難行動要支援者については避難を支援をしていくことも必要になってくる。公用車にも限りがあります。人員体制にも限りがあります。ですので、関係機関といかに早く連携を取って行動に移していくのかということを令和５年度に訓練をしたという実績がございます。
○議長　多比良和伸君　武田真議員。
○武田　真議員　まさにそのとおりで、実際の人を、動きづらい人を無理にということは難しい。ただし、シミュレーションということで検証はされたということなのかなと思います。繰り返しになりますけれども、そのときの状況において水平避難を選ぶのか、横に逃げるのか、上に逃げるのかということを判断する必要がやはり重要なのかなと思います。実際そうした判断、じゃあその場になったときにできるかというと、なかなか難しいのかなということも想像できます。それは、平時から防災訓練等を通じて地域あるいは個人の状況に応じてそこは住民の皆さんが理解しておくことが重要なのかなと思います。
　例えば同じ町内会でも、宮下地区を出してあれなんですけれども、浸水しない地区、地域というか、住居もあったり、あるいは浸水する可能性のある住居の構造もありますよね、平家であるとか２階建てであるとか、あるいは構造上の問題もあると思うんですけれども、あるいは住んでいる方の状況、まさに高齢者等で移動が難しいという方もいらっしゃるかもしれません。そうしますと、水平避難をするべきか、垂直避難をするべきかというういろ

いろなパターンが出てくると思うんですけれども、それはやはり実際の訓練を通じて地域として状況を見極めていくことが重要なのかなとなってくると思うんですけれども、これについては大きな２点目で伺っていきたいなと思います。

そこで、大きな２点目の主要避難路のリスクと検証ということであります。答弁を見ていきますと、連携パトロール、パトロールで確認をするというようなお話だったと思います。避難路を設定し、パトロールをして、いざというときには市の職員の方が見て回るというような答弁だったと思うんですけれども、そこでちょっとパネルを出してみたいと思うんですが、これは当市のハザードマップの状況でありまして、ここに砂川大橋がありまして、公民館ということで、まさに中心市街地がこの辺ということになります。砂川大橋、公民館、ここに避難所であるゆうがあるのかなという位置図になっております。この辺が前回避難勧告が出た地域ということであります。これを見ていきますと、実は今ある地域防災計画上の避難経路図と重ね合わせてみますと、主要な避難経路図にある市道、国道、道道なんですけれども、まさに浸水、水につかっているような状況であります。もちろん実際に全てが最大に浸水した場合で全ての避難路が埋まるということでは当然ないんですけれども、避難経路においてそういった浸水のリスクがかなりあるということがこのハザードマップからも見てとれるのかなと思います。これは終わります。

先ほどの答弁でも市の職員がパトロールするんだということにもなっていましたけれども、じゃあパトロールする方もやはりそこは危険なのかなと。実際にこの道がいつもつかるんだよねというような情報はやはり地域の方がより詳しいということにもなりますし、パトロールされている市の職員の方がけがをしたりということになっても困るかなと思います。私が今回この質問をする趣旨というのは、避難路を設定しているのは分かる。ハザードマップの状況も分かる。じゃあ、実際にそれがどういった場合に避難するか。先ほどの垂直避難、水平避難の話もありましたけれども、水平避難ということの状況に限ってのこの質問の範囲だとは思うんですけれども、実際に避難できるのかについて検証しているのかというのが私は重要だと思っております。

もちろん必ずしも全部が埋まるわけではありませんが、一番分かりやすいのはＪＲのアンダーパスです。ほぼ１００％使えないというのは分かるとは思うんですけれども、それ以外にも市内には何か所かそういったところがあるのかもしれないのかなということであります。実際に、繰り返しになりますが、先週の９月３日の雨のときに予想もしなかった道路が冠水というのも見られました。この辺は、やはり緊急時のパトロールというのも重要ではありますけれども、平時から道路の構造の脆弱性、あるいは豪雨後の点検体制、私はそこが重要になるのかなと思います。この辺は、現状の避難路について検証、平時における検証等も踏まえていくことが私は必要ではないかと思うんですけれども、この辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　本市では、平時に避難路を洪水時内水氾濫があったときの対応のために道路点検しているということではなくて、平常時から建設部で道路パトロールというのは日常的に行っているところでもあります。先ほどご答弁申し上げたとおり、平成２８年の大雨以降、それ以前からも道路改良事業というのは実際に計画的に行ってきておりますので、そういった部分は日常的に点検はしております。

経路の安全状況というお話がありましたけれども、今町内会を対象とした地域防災訓練というのは避難所ごとに実施をしておりまして、全ての避難所で防災訓練が完了したということで、今は住民を対象とした防災教室ということにシフトしております。ありがたいことに自主防災組織を組織してくださっている町内会が、近年少しずつではありますけれども、増えてきている。その自主防災組織を組織されている町内会から、避難経路の安全性について講話をしてほしいんだという要望がありました。昨年度もありまして、今年度もありまして、今２つ目の自主防災組織でも同様の要望があって、来月にも開催できるように調整をしているところであります。その講話を機に、本市に配置をしております地域防災アドバイザーの方、職員がいらっしゃいますので、実際に避難経路を歩いてみてくれました。その歩いたときに時間を計測したわけではなくて、道路状況を逐一写真に撮りながら歩いてみた。最短の避難場所への経路だと何分かかる。だけれども、浸水してしまったら遠回りしますよね、そうすると倍かかるんですよと。地形はこうなっていますよね、だから安全ではないんですよという話を講話の中でしてくださいました。市長公室課の中で、このやり取りの反応といいますか、聞いていただいた町内会の会員さんの受け止めが非常によくて、次やるところも実際に計測をした上で実際にあなたの町内会の避難路の状況ということを提示をしようということで今準備を進めています。この取組を今後は進めていきます。道路状況が平たんな部分であれば距離は一旦測ってしまえばおおよその時間はできると思いますので、あとは道路状況ということになっていくと思いますので、そういった部分はしっかりと検証して、データも残して、市民の皆さんに働きかけをしていく、説明をしていく。ほかの町内会の自主防災組織ではこのようなお話を実はさせていただいているんですよということも紹介しながら、今後取組を進めていきたいなと考えているところでございます。

○議長　多比良和伸君　武田真議員。

○武田　真議員　まさにその辺が一番重要なのかなと思います。今回の私の質問の趣旨は、知識、経験を高める研修というのも当然重要ではありますけれども、人が実際避難することで課題を発見する訓練はやはり重要ではないかなと。それは、前回の平成２８年の特別行政報告でも実践的な訓練というような話が何度か出てきているのかなと思いますし、伺っている限りはアドバイザーの方が実際に歩いてみたという実績もあるわけであります。急激な豪雨となりますと、やはり水平避難ではなく垂直避難を選ぶという選択肢も出てくるわけであります。実績的な訓練というのは、その場、その場、様々なシチュエーション

で何をじゃあ自分たちは選択するのかを見つけるというのが恐らく重要な訓練であって、まさにこの人、この地区であれば水平訓練はちょっと難しいですよね、あるいは場合によっては垂直避難をしたいけれども、家の構造上ちょっと難しいので、近隣の頑丈な建物に避難をするかというのを現場のシミュレーションをする中で各人が判断していくと、いざとなったときにそれに基づいて行動するというのが実践的な訓練なのかなと思います。

この辺は、歩いてみたというような話もありますし、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんけれども、実際に自主防災組織等でそれを取り入れた訓練はやられているということなんでしょうか。その辺は、今後の、それとも、来月、再来月というような話ありましたけれども、その中で実際に取り組んでいくのか、この辺がちょっと聞き漏らした部分がありますので、この辺実践的な避難経路図を地域の方々が見て、アドバイザーの知見に基づいて実地で見ていくというような、そういった訓練をやってきたのか、それとも今後やる予定なのか、この辺についてもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　避難経路図に沿って実際に歩いてみて自主防災組織の方に説明、講話をさせていただいたというのは、全自主防災組織を対象に市が主催してやっているものではなくて、要請があって、こういう講話をやってほしいという要望のあった自主防災組織に対して実際にやってみた。実際話をするときに、皆さんが避難するであろう経路はここだと具体的に話をしたほうがよろしかろうということで、歩いてみた、写真も撮ってみた。その写真とか経路を皆さん、この道はご存じですよねということで例示をしながらやってみたものでありまして、地域住民の皆さんに実際に歩いてみていただいたとかというようなところまでは今は至っておりません。なので、今はそれでいいのかなと思っておりまして、避難経路、避難場所と避難所というのがあるんだよ、そこに行くまでには経路があるんだよ、その経路は浸水時に水がつく可能性があるんですよ。じゃあ、そのときにどうやって逃げようか、一人で逃げられますか、お手伝いが必要ですか、何時間前に避難しましょうか、市が発令するのはいつでしょうかという話を今順次話をしていこう。話をするに当たっては、我々職員で経路を歩いてデータを具体的に提示していこうということで準備を今進めているというところでございます。

○議長　多比良和伸君　武田真議員。

○武田　真議員　これからまさに実践に移ろうかという段階なのかなと伺いました。実は私が今回この質問をする契機は、平成２８年から１０年がたったというのがまず一点、もう一点は今年に入ってから各地で線状降水帯の課題が出てきたというのがもう一つ、最後のもう一点がまさに先ほどハザードマップで示した浸水の地域にかかる自治会長さんから本当にこのハザードマップを見ていると自分たちはここまで逃げ切れるのか非常に不安だというような声をいただきました。確かにまさにそのとおりでありまして、アンダーパスはまず通れない。じゃあ、どこを回るかといったら、この道しかないというようなことし

かないんですよ。あとは、当然高齢者も多い。あるいは、先ほど是枝議員の質問でもありましたけれども、自治会の加入率が低いということ。地域の防災力の課題もありまして、これは非常に厳しいのではないかなという不安の声をいただきました。

そこで、この質問をするに当たって平成２８年の特別行政報告の質疑を読み直し、また当時の私の資料も読み直して質問したということであります。当時の議論の中でも、繰り返しになりますけれども、実践的な防災訓練の必要性についても当然議論されておりました。実際に避難できるのか、先ほどの前の市長の１１１人の話もありましたけれども、実際やってみないと分からないということで必要性についての答弁もありました。例えばその当時の平成２８年の私の質疑なんですけれども、それは私の質疑の内容は町内会の部分、地域の防災力の部分が不安だというような質疑の内容で、当時の総務部長の答弁を見ますと、町内会の高齢化による担い手不足の対応については、このときの答弁をそのまま読みますけれども、不十分な部分については行政としてどこまでできるか考えなければならないという答弁もあります。あれから１０年がたちましたが、高齢化も進み、浸水想定区域において市が関与するような形で実証も今始まったというようなお話も伺っております。こうした取組、恐らくこれから先駆的な取組だと思うんですけれども、この取組について実践的、避難路までの実証、あるいは場合によっては水平、垂直避難を行うという、そういった実証的な防災訓練等を自主防災組織の取組の中に正式に取り組んでいくという考えはないかどうか伺いたいと思います。

○議長　多比良和伸君　総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　今議員から質問いただいた内容というのは私どもが自主防災組織に期待をしている部分でございまして、ホームページなどにも掲載をしておりますけれども、自主防災組織で地域の皆さんで助け合ってぜひ避難してほしいんだということで自主防災組織に記載をしている部分がかなりございます。なぜなら、行政で全てを担うことができないからです。全ての方を支援することができないからです。平成２８年の水害のときにも、救護班が独自の判断で浸水想定区域のご自宅に電話をして、大丈夫ですかと聞いたときに、避難したいんだという要請があって車で迎えに行ったという実例がありますけれども、一度出てしまいますと次の家に行くまでまたタイムラグができます。１台で２人で対応できるのは何件もないんです。それがどんどん時間がたてば浸水してくるわけですので、そういった部分で地域防災力の向上というのは非常に重要になってくるということです。災害時に声かけをしてくださる方というのはたくさんいるんだと思います。ですが、自分がどういう状況にあるのか、足腰の悪い方がどこにいらっしゃるのか、お体の不自由な方がどこにいるのかということを日頃から確認するためには、町内会をはじめとした日頃からの支え合い、見守りの体制というのは非常に重要になってきます。そこが今希薄になっているということがご指摘をされておりますけれども、そういった部分の重要性というのは、補完できない部分は住民の皆さんでやっていただくしかないので、そこは先

ほどお話をしたとおり、自主防災組織の講話のようにほかの町内会にいかに働きかけをしていってその重要性を認識してもらうかということになってくるのかなと思っておりますので、その部分は今後も丁寧に取組を進めていきたいなと考えております。
○議長　多比良和伸君　武田真議員。
○武田　真議員　最後に、大きな１、大きな２、総括的に市長にお伺いしたいなと思うんですけれども、これまでの議論を通じて、平成２８年の災害から、タイムラインの導入をはじめ、ポンプの導入等様々な取組がなされてきたのかなと思いますし、ハザードマップもそうですけれども、平成３０年、令和５年ということで改定され、令和５年の部分では浸水想定区域が広がったりというようなことで最新の情報がきちんとアップデートされているのかなという点は私も認めたいと思います。
　一方では、ここ数年でかなり状況は一変しました。線状降水帯などの気象リスクが急増する一方で、やはり足元では地域の高齢化と自治会加入率の低下もあります。地域の防災力そのものが急速に低下しているのかなというのが状況なのかなと思います。こうした行政の対応、ＩＴを活用した通報体制等も整備され、ハード面も整備されてきましたが、一方では災害リスクの深刻化と地域の支え合いの衰退があって、従来の取組だけではやはり対応が難しくなってきているのが現状ではないかなと私は考えます。こうした地域の変化と気象の変化を踏まえ、時代に即した実効性のある地域防災体制の構築についてぜひ市長の考え方を最後に伺いたいと思います。
○議長　多比良和伸君　市長。
○市長　飯澤明彦君　（登壇）　地域防災に対する考え方というようなことでございますけれども、今ほど一般質問の中で砂川市が取ってきたいろいろな施策については総務部長から随時ありました。平成２８年の豪雨中心にということでございましたけれども、昭和５６年の洪水のときに対応に当たったのは、きっと職員の中では今私しかいません。昭和５５年に入庁しまして、２年目に昭和５６年の水害がありまして、当時豊栄町内を担当ということで、あの辺一帯は本当にかなり水深も深く水につかっていまして、豊栄会館ですか、あそこが避難所になって、そこでいろいろな作業に当たらせていただいた記憶がございます。まさに垂直避難というか、１階にある物を２階まで上げるというような作業を実際に行いまして、本当に水害の恐ろしさというか、身をもって感じてございます。また、平成２８年の災害のときも、５３．６ミリでしたか、かなり強い雨が降って、本当に道路なんかも川のごとく水が流れていくというような状況も目の当たりにしてございます。
　そこからいうと、本当にハード、ソフト、いろいろな面で砂川市は対策をやってございまして、総務部長からもいろいろやっていた対策なんかもありますけれども、国の雨水管の設計というのは３４ミリを基本に考えて今までずっとやってきたものが今は相当規制も緩和されて、かなり太い管まで許容されるような形で、最近のものについてはそういった形で太い管で浸水被害をいかに抑えられるかということで事業もやってございます。まさ

に黄金通り、空知太であったりですとか、すずらん団地、あかね団地、それぞれの排水管もかなり太いものだとかを新たに新設したりだとか、１本の線ではなくて複数の線で分散して水を逃がせるような、そんな対策を取りながら事前防災という部分でやってきてございます。

ご指摘のとおり、やはり地域の高齢者、これをいかに避難させるかというところでございますけれども、まさに地域の町内会をはじめ、地域のコミュニティ、つながり、これが大事になってくると思います。自主防災組織も徐々につくっていただいている町内会もございます。そして、気象防災アドバイザーの方が自ら歩いて自ら確認して、避難経路も確認していただきながら、そういったことで地域住民の方にそういった広報、ＰＲ活動もしてございますので、やはり一番大事なのは市民一人一人がそういった防災意識を高めてもらうというのが一番でございますので、引き続き行政といたしましてもそこに力を入れながら、まずは生命を守るのが第一でございますので、そういったところで引き続き防災についての施策を進めてまいりたいと思ってございます。

◎延会宣告

○議長　多比良和伸君　本日はこれで延会します。

延会　午前１１時４９分